

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度： 法人名

対象法人の別		被合併法人等（名称： ）・当該法人								
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配			適格組織再編成等の日		・			
支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算										
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特定資産譲渡等損失額 (①-②)+④				
		①	②	③	④	⑤				
：	：	円	円	円	円	円				
：	：									
：	：									
：	：									
：	：									
計										
関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細										
関連法人の名称					支配関係発生日		・			
合併等前二年以内適格合併等の別		適格合併 ・ 残余財産の確定			合併等前二年以内適格合併等の日		・			
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別		他の関連法人（名称： ）・被合併法人等・当該法人								
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の欠損金額」〕	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算			
				譲渡等による損失の額の合計額	譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は ⑪	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額 〔③-⑫と⑪のうち少ない金額〕	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑬-⑭
：	：	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
：	：	円	円	円	円	円	円	円	円	円
：	：	内								
：	：	内								
：	：	内								
：	：	内								
：	：	内								
計										
関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算										
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合						特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額		
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑬と⑭のうち少ない金額〕		⑯のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑱の金額を⑲の古いものから順次振当〕		〔⑳に金額の記載がある場合にあっては0、㉑に金額の記載がある場合にあっては㉒〕		
：	：	⑬	⑭	⑮		⑯		⑰		
：	：	円	円	円		円		円		
：	：	内								
：	：	内								
：	：	内								
：	：	内								
計										
関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細										
時価純資産超過額 ((27の(イ))-(33の(イ)))-((22の(ロ))-(33の(ロ)))			円			簿価純資産超過額 ((27の(ロ))-(33の(ロ)))-((27の(イ))-(33の(イ)))			円	
⑳						㉑				
資			産			負			債	
名称等		時価	帳簿価額		名称等		時価	帳簿価額		
		(イ)	(ロ)				(イ)	(ロ)		
⑳		円	円		㉒		円	円		
㉓					㉓					
㉔					㉔					
㉕					㉕					
㉖					㉖					
計		㉗			計		㉘			